

介護保険施設の人員、設備及び運営等に関する基準について 定めた要綱の改正ポイント

【施行日：平成30年10月1日】

(1) 事故発生の防止のための指針について

- 指針に盛り込む項目として例示しているものを必須化
- 「事故発生時における県及び市町村への報告に関する手順」を必須項目として追加

(2) 介護事故発生の防止のための委員会について

- 重大事故発生時には速やかに委員会を開催し、事故の分析を行うことを義務化
 - 委員会の委員に施設外の第三者の立場にある者(第三者委員)を加えることを義務化
- 【平成31年4月1日施行】

(3) 職員に対する事故発生防止のための研修について

- 全職員が研修を年2回以上受講できるよう定期的に教育を行うことを義務化
- 【平成31年4月1日施行】

(4) 事故発生時の報告について

- 事故発生時の対応及び報告について、必要な措置・報告事項を規定

(5) 事故の賠償について

- 損害賠償保険の加入もしくは賠償資力を有することを義務化

岐阜県介護保険施設における事故発生の防止及び発生時の対応マニュアルについて

留意事項の主なポイント

(1) 事故発生時に適切に対応できる体制の整備について

- 事故の分析による改善策を職員に周知するため、報告様式及び報告ルートを予め決定しておくとともに事故について記録を整備する。
- 事故が発生した場合に早期に察知し及び報告できるよう、施設内及び警察、消防、市町村、県等の各関係機関との連絡体制を点検する。

(2) 委員会について

- 第三者の委員は安全対策の専門家(学識経験者、リスクマネジメントの専門家)が望ましい。(困難な場合は施設外の看護・介護職など)
- 重大事故(死亡又は入院期間が1月を超えると見込まれるもの)の発生時には速やかに委員会を開催し、事故の分析を実施する。
- 委員会は実施した事故防止対策が有効に機能しているか半年以内に評価を行う。

(3) 介護保険施設等が行う県への事故報告について

- 報告が必要な事故等の明確化
- 事故等の内容及び程度に応じた報告期限、報告事項の区分を規定

岐阜県介護保険施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領

報告の範囲

(1) サービス提供中の利用者の事故等

- 医療機関を受診又は入院したケース
- 「事故」とは、利用者自身や利用者自身や第三者に起因するものを含み、施設側の過失の有無は問わない。例えば、利用者自身による異食も含む。
- 利用者が病気により死亡したと考えられる場合であっても、死因に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。
- 「サービス提供中」とは、施設内における事故のほか、送迎、通院、レクリエーション中の施設外の事故を含む。

(2) 虐待案件（疑いがあるものを含む）

(3) 火災（消防機関に出動を要請したもの）

(4) 入所者等の行方不明

(5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事等

- 例として、利用者からの預り金の横領・個人情報の紛失等

報告期限及び報告事項

報告対象	報告期限	報告事項
(1) サービス提供中の利用者の事故等 ・死亡 ・重症(入院期間が1月を超えると見込まれるもの等)	・発生(発見)から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生(発見)から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1による ・様式1-2による
・上記以外	・発生(発見)から1週間以内に報告	・様式1-3による
(2) 虐待(疑いを含む)	・発生(発見)から24時間以内に第一報を報告 ・さらに、発生(発見)から1週間以内に第二報を報告	・様式1-1による ・様式1-2による
(3) 火災 ・消防機関に出動を要請したもの	・発生(発見)から24時間以内に報告	・様式2-1(総括表)による 【死亡及び重症者が発生した場合】 ・様式2-2(個票)による
(4) 入所者等の行方不明	・発生(発見)から24時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告	・様式3による
(5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生	・発生(発見)から24時間以内に第一報を報告	・任意様式

※「食中毒・感染症」に関する報告については、従来の「社会福祉施設等内事故・事件等対応マニュアル（健康福祉部）」の「食中毒・感染症等対応マニュアル」によることとする。

※自然災害に関する被害報告については、県高齢福祉課ホームページ「災害発生時における被災状況の県への報告等について」掲載の参考様式「被災状況報告」によることとする。